

制定 令和6年1月29日

令和6年6月28日

産業保安グループ 高圧ガス保安室

令和3年11月、デジタル改革、規制緩和、行政改革に係る横断的課題を一体的に検討し実行することにより、国や地方の制度・システム等の構造改革を早急に進め、個人や事業者が新たな付加価値を創出しやすい社会とすることを目的としてデジタル臨時行政調査会（会長：内閣総理大臣。以下「調査会」という。）が設置されました。

令和4年6月、調査会は、「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」（以下「一括見直しプラン」という。）を策定し、7項目のアナログ規制（目視規制、定期検査・点検規制、実地監査規制、常駐・専任規制、書面掲示規制、対面講習規制、往訪閲覧・縦覧規制）等に関する法令約1万条項について、点検・見直しを行うこととし、同年12月にはこれら規制等に係る法令の見直しに向けた工程表、令和5年3月には告示等にも対象を広げた工程表が策定されました。

一括見直しプランでは、令和4年7月から令和6年6月までの2年間を集中改革期間と位置づけており、工程表中の各条項においても、当該2年間の取組を前提とした類型化された工程表が示されており、必要な見直しを進めていくこととされているところです。

これを受けて、高圧ガス保安法令等について、下記のとおり整理しました。

<参考>デジタル臨時行政調査会の取組

<https://www.digital.go.jp/policies/digital-extraordinary-administrative-research-committee/>

記

（1）「目視規制」について

別表1に掲げる法令等における目視による調査、巡視及び点検については、これらの条項の規定上、ドローンによる遠隔監視技術の活用やAIによる診断など、デジタル技術の活用を推奨する。

なお、巡視・点検の実施者は、点検の目的、被点検対象の性質等を考慮した上で実施方法を判断されたい。

（2）「定期検査」について

別表2に掲げる法令等における定期検査について、ドローンによる遠隔監視技術の活用やAIによる診断など、デジタル技術の活用を妨げるものではなく、点検の頻度、目的等に応じて活用を推奨する。その上で、デジタル技術の活用が困難な分野についても、定期の検査等の撤廃要件である「人の介在が不要となる忠実なアルゴリズム等の技術の進歩」に応じたデジタル技術の活用を推奨する。

（3）「常駐専任」について

別表3に掲げる法令等における常駐・専任規制については、責任者を選定することを念頭に置いた規定であり、その業務を行うに際して特定の場所への常駐を必ずしも求めるものではなく、また、複数の施設等における当該業務の兼任を必ずしも妨げるものではない。このため、実施すべき業務に支障が生じない範囲において、オンライン会議システム等のデジタル技術を活用し、遠隔で職務を実施することとして差し支えない。

なお、デジタル技術の活用に当たっては、当該規制の目的等を考慮した上で、実施方法等を判断されたい。

(4) 「対面講習」について

別表4に掲げる講習については、これらの条項の規定上、当該講習に係る申込・受講・修了証の発行の全てのプロセスにおいて、オンライン会議システムの活用等デジタル技術の活用を妨げるものではない。例えば、高圧ガス保安協会が実施する高圧ガス移動監視者講習では、オンライン講習が実施されているが、さらに、デジタル技術を活用した修了証の発行を行うなどが考えられる。具体的には、各講習実施主体が案内する講習会の受講手続を確認いただきたい。

(5) 「往訪閲覧」について

別表5に掲げる往訪閲覧について、閲覧の請求及び閲覧をオンライン上で行うことを基本とすることを推奨する。

別表 1 (目視規制関係)

法令等名称	制定年月日及び番号	条項等
高圧ガス保安法	昭和 26 年 6 月 7 日 法律第 204 号	第 59 条の 35 第 1 項、第 62 条第 1 項・2 項・第 3 項・第 4 項・第 5 項
コンビナート等保安規則	昭和 61 年 12 月 13 日 通商産業省令第 88 号	第 31 条第 4 号
一般高圧ガス保安規則	昭和 41 年 5 月 25 日 通商産業省令第 53 号	第 76 条第 4 号、第 7 条の 4 第 3 項第 2 号
液化石油ガス保安規則	昭和 41 年 5 月 25 日 通商産業省令第 52 号	第 74 条第 4 号
特定設備検査規則	昭和 51 年 2 月 17 日 通商産業省令第 4 号	第 50 条第 2 項第 1 号・第 2 号・第 3 号・第 4 号・第 5 号
冷凍保安規則	昭和 41 年 5 月 25 日 通商産業省令第 51 号	第 35 号第 2 項第 4 号
石油コンビナート等災害防止法	昭和 50 年 12 月 17 日 法律第 84 号	第 8 条第 6 項
石油パイプライン事業法	昭和 47 年 6 月 26 日 法律第 105 号	第 34 条第 1 項
石油パイプライン事業の事業用施設の保安に関する省令	昭和 47 年 12 月 25 日 通商産業省 / 運輸省 / 自治省令第 1 号	第 7 条第 1 項第 1 号
国際相互承認に係る容器保安規則に基づき容器の規格等の細目、容器再検査の方法等を定める告示	平成 28 年 6 月 30 日 経済産業省告示第 184 号	第 53 条
製造施設の位置、構造及び設備並びに製造の方法等に関する技術基準の細目を定める告示	昭和 50 年 8 月 1 日 通商産業省告示第 291 号	第 1 条の 7 第 2 号
容器保安規則に基づき表示等の細目、容器再検査の方法等を定める告示	平成 9 年 3 月 25 日 通商産業省告示第 150 号	第 24 条第 2 号、第 27 条、第 28 条の 3

別表 2 (定期検査関係)

法令等名称	制定年月日及び番号	条項等
高圧ガス保安法	昭和 26 年 6 月 7 日 法律第 204 号	第 35 条の 2
コンビナート等保安規則	昭和 61 年 12 月 13 日 通商産業省令第 88 号	第 5 条第 2 項第 5 号、第 38 条第 3 項・第 4 項・第 5 項
一般高圧ガス保安規則	昭和 41 年 5 月 25 日 通商産業省令第 53 号	第 6 条第 2 項第 4 号、第 55 条第 1 項第 11 号・第 2 項第 3 号、第 60 条第 1 項第 18 号、第 83 条第 3 項、
液化石油ガス保安規則	昭和 41 年 5 月 25 日 通商産業省令第 52 号	第 6 条第 2 項第 4 号、第 53 条第 2 項第 2 号、第 81 条第 4 項・第 5 項・第 6 項

冷凍保安規則	昭和 41 年 5 月 25 日 通商産業省令第 51 号	第 9 条第 1 項第 2 号、第 44 条第 3 項
石油コンビナート等災害防止法	昭和 50 年 12 月 17 日 法律第 84 号	第 15 条第 3 項
石油パイプライン事業法	昭和 47 年 6 月 26 日 法律第 105 号	第 29 条
石油パイプライン事業の事業用施設の保安に関する省令	昭和 47 年 12 月 25 日 通商産業省 / 運輸省 / 自治省令第 1 号	第 6 条第 2 項第 1 号、第 2 号

別表 3 (常駐専任関係)

法令等名称	制定年月日及び番号	条項等
高圧ガス保安法	昭和 26 年 6 月 7 日 法律第 204 号	第 27 条の 2 第 1 項・第 3 項・第 4 項、第 27 条の 3 第 1 項・第 2 項、第 27 条の 4 第 1 項、第 28 条第 1 項・第 2 項、第 52 条第 1 項
コンビナート等保安規則	昭和 61 年 12 月 13 日 通商産業省令第 88 号	第 23 条第 1 項、第 24 条第 1 項、第 25 条第 2 項、第 28 条第 3 項、第 29 条第 1 項、
冷凍保安規則	昭和 41 年 5 月 25 日 通商産業省令第 51 号	第 36 条第 1 項
液化石油ガス保安規則	昭和 41 年 5 月 25 日 通商産業省令第 52 号	第 62 条第 1 項、第 63 条第 1 項、第 64 条第 2 項、第 67 条第 3 項、第 68 条、第 71 条、第 72 条、第 73 条
一般高圧ガス保安規則	昭和 41 年 5 月 25 日 通商産業省令第 53 号	第 64 条第 1 項、第 65 条第 1 項、第 66 条第 2 項、第 69 条第 3 項、第 70 条第 1 項、第 72 条第 2 項、第 73 条
高圧ガス保安法及び関係政省令の運用及び解釈について (内規)	令和 2 年 8 月 6 日 20200715 保局第 1 号	(2) 一般則の運用及び解釈について：第 64 条関係、第 66 条関係、第 72 条関係、第 78 条関係 (3) 液石則の運用及び解釈について：第 62 条関係、第 64 条関係、第 70 条関係、第 76 条関係 (4) コンビ則の運用及び解釈について：第 23 条関係、第 25 条関係、第 33 条関係

別表 4 (対面講習関係)

法令等名称	制定年月日及び番号	条項等
高圧ガス保安法	昭和 26 年 6 月 7 日 法律第 204 号	第 27 条の 2 第 7 項
一般高圧ガス保安規則	昭和 41 年 5 月 25 日 通商産業省令第 53 号	第 49 条第 17 号・18 号
液化石油ガス保安規則	昭和 41 年 5 月 25 日 通商産業省令第 52 号	第 48 条第 14 号・15 号

高圧ガス保安法及び関係政省令の運用及び解釈について（内規）	平成 26 年 7 月 14 日商 局第 1 号	(3) 液石則の運用及び解釈について：第 48 条
高圧ガス保安法及び関係政省令等の運用及び解釈について（内規）	平成 29 年 7 月 25 日保 局第 20170718-1 号	(2) 一般則の運用及び解釈について：第 49 条

別表 5（往訪閲覧関係）

法令等名称	制定年月日及び番号	条項等
高圧ガス保安法	昭和 26 年 6 月 7 日 法律第 204 号	第 49 条の 20、第 49 条の 31 第 2 項、第 56 条の 6 の 21、第 56 条の 6 の 22 第 2 項、
高圧ガス保安法の規定に基づく意見の聴取の手続に関する規則	平成 18 年 3 月 31 日 経済産業省令第 30 号	第 9 条

（留意事項）

上記の表については、別添のデジタル庁公表資料（高圧ガス保安法部分抜粋）における記載に不明確な点があるため法令等名称等に相違がありますが、示すべき内容自体には変わりありません。

アナログ規制を定める法令等の点検対象条項一覧表
(高圧ガス保安法等特種)

令和6年6月28日現在

No.	法令名	制定年月日及び番号	所管省庁名	条項	規制等の内容概要	規制等の 類型	現在 Phase	見直し Phase	見直し要否 見直し要かつ、既存Phaseが 又は3の条項は、見直しを要す とデジタル原則適合性が確保 できていると評価	見直し完了 時期	工務表	見直しの概要
152	コンビナート等保安規則	昭和61年12月13日 通産省令第88号	経済産業省	第31条第4号	保安係員の職務	目視規制	1-①	3	要	令和6年6月	目視-経済産業省1	告示、通知・通達等の 発出又は改正
452	一般高圧ガス保安規則	昭和41年通産省令第53号	経済産業省	第76条第4号	保安係員の職務	目視規制	1-①	3	要	令和6年6月	目視-経済産業省1	告示、通知・通達等の 発出又は改正
453	一般高圧ガス保安規則	昭和41年通産省令第53号	経済産業省	第71条の4第3項第2号	顧客に自ら圧縮気体の充填に係る行為をさせる圧縮水スランドに係る技術上の基準	目視規制	1-①	2	要	令和6年6月	目視-経済産業省1	告示、通知・通達等の 発出又は改正
782	液化石油ガス保安規則	昭和41年5月25日 通産省令第52号	経済産業省	第74条第4号	保安係員の職務	目視規制	1-①	3	要	令和6年6月	目視-経済産業省1	告示、通知・通達等の 発出又は改正
1230	特定設備検査規則	昭和51年2月17日 通産省令第4号	経済産業省	第50条第2項第1号	構造の検査の方法	目視規制	1-①	3	要	令和6年6月	目視-経済産業省1	告示、通知・通達等の 発出又は改正
1231	特定設備検査規則	昭和51年2月17日 通産省令第4号	経済産業省	第50条第2項第2号	構造の検査の方法	目視規制	1-①	3	要	令和6年6月	目視-経済産業省1	告示、通知・通達等の 発出又は改正
1232	特定設備検査規則	昭和51年2月17日 通産省令第4号	経済産業省	第50条第2項第3号	構造の検査の方法	目視規制	1-①	3	要	令和6年6月	目視-経済産業省1	告示、通知・通達等の 発出又は改正
1233	特定設備検査規則	昭和51年2月17日 通産省令第4号	経済産業省	第50条第2項第4号	構造の検査の方法	目視規制	1-①	3	要	令和6年6月	目視-経済産業省1	告示、通知・通達等の 発出又は改正
1234	特定設備検査規則	昭和51年2月17日 通産省令第4号	経済産業省	第50条第2項第5号	構造の検査の方法	目視規制	1-①	3	要	令和6年6月	目視-経済産業省1	告示、通知・通達等の 発出又は改正
1237	冷凍保安規則	昭和41年5月25日 通産省令第51号	経済産業省	第35条第2項第4号	危害予防規程の届出等	目視規制	1-①	3	要	令和6年6月	目視-共通2	告示、通知・通達等の 発出又は改正
1611	石油コンビナート等災害防止法	昭和50年12月17日 法律第84号	経済産業省	第9条第6項	新設等の計画に係る指示	目視規制	1-①	2	要	令和6年6月	目視-共通2	告示、通知・通達等の 発出又は改正
1612	石油コンビナート等災害防止法	昭和47年12月25日 通産省令第1号	経済産業省	第7条第1項第1号	保安作業従事者	目視規制	2	3	要	令和6年6月	目視-経済産業省、国土交通省1	告示、通知・通達等の 発出又は改正
1613	石油パイプライン事業法	昭和47年6月26日 法律第105号	経済産業省	第34条第1項	土地の立入り	目視規制	1-①	2	要	令和6年6月	目視-経済産業省、国土交通省1	告示、通知・通達等の 発出又は改正
667	高圧ガス保安法	昭和26年6月7日 法律第204号	経済産業省	第59条の3第1項	報告及び立入検査	目視規制	1-①	2	要	令和6年6月	目視-経済産業省2	告示、通知・通達等の 発出又は改正
668	高圧ガス保安法	昭和26年6月7日 法律第204号	経済産業省	第62条第1項	立入検査	目視規制	1-①	2	要	令和6年6月	目視-経済産業省2	告示、通知・通達等の 発出又は改正
669	高圧ガス保安法	昭和26年6月7日 法律第204号	経済産業省	第62条第2項	立入検査	目視規制	1-①	2	要	令和6年6月	目視-経済産業省2	告示、通知・通達等の 発出又は改正
670	高圧ガス保安法	昭和26年6月7日 法律第204号	経済産業省	第62条第3項	立入検査	目視規制	1-①	2	要	令和6年6月	目視-経済産業省2	告示、通知・通達等の 発出又は改正
671	高圧ガス保安法	昭和26年6月7日 法律第204号	経済産業省	第62条第4項	立入検査	目視規制	1-①	2	要	令和6年6月	目視-経済産業省2	告示、通知・通達等の 発出又は改正
672	高圧ガス保安法	昭和26年6月7日 法律第204号	経済産業省	第62条第5項	立入検査	目視規制	1-①	2	要	令和6年6月	目視-経済産業省2	告示、通知・通達等の 発出又は改正
302	コンビナート等保安規則	昭和61年12月13日 通産省令第88号	経済産業省	第5条第2項第5号	高圧ガス製造設備の定期点検	定期検査	2	3	要	令和6年6月	定期-経済産業省1	検査等の撤回・期間延長に向け取組む
304	コンビナート等保安規則	昭和61年12月13日 通産省令第88号	経済産業省	第38条第3項	製造又は消費のための施設の定期自主検査	定期検査	1-①	3	要	令和6年6月	定期-経済産業省1	検査等の撤回・期間延長に向け取組む
305	コンビナート等保安規則	昭和61年12月13日 通産省令第88号	経済産業省	第38条第4項	製造又は消費のための施設の定期自主検査	定期検査	1-①	3	要	令和6年6月	定期-経済産業省1	検査等の撤回・期間延長に向け取組む
306	コンビナート等保安規則	昭和61年12月13日 通産省令第88号	経済産業省	第38条第5項	製造又は消費のための施設の定期自主検査	定期検査	1-①	3	要	令和6年6月	定期-経済産業省1	検査等の撤回・期間延長に向け取組む
307	一般高圧ガス保安規則	昭和41年5月25日 通産省令第53号	経済産業省	第65条第2項第4号	高圧ガス製造設備の定期点検	定期検査	2	3	要	令和6年6月	定期-経済産業省1	検査等の撤回・期間延長に向け取組む
308	一般高圧ガス保安規則	昭和41年5月25日 通産省令第53号	経済産業省	第55条第1項第11号	特定高圧ガス消費施設の定期点検	定期検査	1-①	3	要	令和6年6月	定期-経済産業省1	検査等の撤回・期間延長に向け取組む
309	一般高圧ガス保安規則	昭和41年5月25日 通産省令第53号	経済産業省	第55条第2項第3号	特定高圧ガス消費施設の定期点検	定期検査	2	3	要	令和6年6月	定期-経済産業省1	検査等の撤回・期間延長に向け取組む
310	一般高圧ガス保安規則	昭和41年5月25日 通産省令第53号	経済産業省	第60条第1項第18号	特定高圧ガス消費施設の定期点検	定期検査	2	3	要	令和6年6月	定期-経済産業省1	検査等の撤回・期間延長に向け取組む
312	一般高圧ガス保安規則	昭和41年5月25日 通産省令第53号	経済産業省	第63条第3項	製造又は消費のための施設の定期自主検査	定期検査	1-①	3	要	令和6年6月	定期-経済産業省1	検査等の撤回・期間延長に向け取組む
349	液化石油ガス保安規則	昭和41年5月25日 通産省令第52号	経済産業省	第65条第2項第4号	液化石油ガス製造設備の定期点検	定期検査	2	3	要	令和6年6月	定期-経済産業省1	検査等の撤回・期間延長に向け取組む
350	液化石油ガス保安規則	昭和41年5月25日 通産省令第52号	経済産業省	第61条第2項第2号	特定高圧ガス消費施設の定期点検	定期検査	2	3	要	令和6年6月	定期-経済産業省1	検査等の撤回・期間延長に向け取組む
352	液化石油ガス保安規則	昭和41年5月25日 通産省令第52号	経済産業省	第81条第4項	製造又は消費のための施設の定期自主検査	定期検査	1-①	3	要	令和6年6月	定期-経済産業省1	検査等の撤回・期間延長に向け取組む
353	液化石油ガス保安規則	昭和41年5月25日 通産省令第52号	経済産業省	第81条第5項	製造又は消費のための施設の定期自主検査	定期検査	1-①	3	要	令和6年6月	定期-経済産業省1	検査等の撤回・期間延長に向け取組む
354	液化石油ガス保安規則	昭和41年5月25日 通産省令第52号	経済産業省	第81条第6項	製造又は消費のための施設の定期自主検査	定期検査	1-①	3	要	令和6年6月	定期-経済産業省1	検査等の撤回・期間延長に向け取組む
404	高圧ガス保安法	昭和26年6月7日 法律第204号	経済産業省	第35条の2	製造又は消費のための施設の定期自主検査	定期検査	1-①	3	要	令和6年6月	定期-経済産業省1	検査等の撤回・期間延長に向け取組む
435	冷凍保安規則	昭和41年5月25日 通産省令第51号	経済産業省	第9条第1項第2号	高圧ガス製造設備の定期点検	定期検査	2	3	要	令和6年6月	定期-経済産業省1	検査等の撤回・期間延長に向け取組む
438	冷凍保安規則	昭和41年5月25日 通産省令第51号	経済産業省	第44条第3項	製造又は消費のための施設の定期自主検査	定期検査	1-①	3	要	令和6年6月	定期-経済産業省1	検査等の撤回・期間延長に向け取組む
873	石油コンビナート等災害防止法	昭和50年12月17日 法律第84号	経済産業省	第19条第3項	石油コンビナート等の防災施設又は設備の定期点検	定期検査	1-①	2	要	令和6年6月	定期-経済産業省1	現行の規制の合理化 (検査等の一部期間の 延長等)
90	石油パイプライン事業法	昭和47年6月26日 法律第105号	経済産業省	第29条	石油パイプライン事業用施設の定期保安検査	定期検査	1-②	2	要	令和6年6月	定期-経済産業省、国土交通省1	現行の規制の合理化 (検査等の一部期間の 延長等)
91	石油パイプライン事業法の事業用施設の保安に関する省令	昭和47年12月25日 通産省令第1号	経済産業省	第6条第2項第1号	石油パイプライン事業用施設の定期保安検査	定期検査	1-②	2	要	令和6年6月	定期-経済産業省、国土交通省1	現行の規制の合理化 (検査等の一部期間の 延長等)
92	石油パイプライン事業法の事業用施設の保安に関する省令	昭和47年12月25日 通産省令第1号	経済産業省	第8条第2項第2号	石油パイプライン事業用施設の定期保安検査	定期検査	1-②	2	要	令和6年6月	定期-経済産業省、国土交通省1	現行の規制の合理化 (検査等の一部期間の 延長等)
197	コンビナート等保安規則	昭和61年12月13日 通産省令第88号	経済産業省	第23条第1項	特定液化石油ガスの製造施設における保安統括管理者の選任	常駐専任	1-1	2-1	要	令和6年6月	常駐専任-共通8	告示、通知・通達等の 発出又は改正
198	コンビナート等保安規則	昭和61年12月13日 通産省令第88号	経済産業省	第24条第1項	特定液化石油ガスの製造施設における保安統括管理者の選任	常駐専任	1-1	2-1	要	令和6年6月	常駐専任-共通8	告示、通知・通達等の 発出又は改正
199	コンビナート等保安規則	昭和61年12月13日 通産省令第88号	経済産業省	第25条第3項	特定液化石油ガスの製造施設における保安係員の選任	常駐専任	1-1	2-1	要	令和6年6月	常駐専任-共通4	告示、通知・通達等の 発出又は改正
200	コンビナート等保安規則	昭和61年12月13日 通産省令第88号	経済産業省	第28条第3項	特定液化石油ガスの製造施設における保安主任者の選任	常駐専任	1-1	2-1	要	令和6年6月	常駐専任-共通4	告示、通知・通達等の 発出又は改正
201	コンビナート等保安規則	昭和61年12月13日 通産省令第88号	経済産業省	第29条第1項	特定液化石油ガスの製造施設における保安企画推進員の選任	常駐専任	1-1	2-1	要	令和6年6月	常駐専任-共通8	告示、通知・通達等の 発出又は改正
214	冷凍保安規則	昭和41年5月25日 通産省令第51号	経済産業省	第36条第1項	製造施設における冷凍保安責任者の選任	常駐専任	1-1	2-1	要	令和6年6月	常駐専任-共通8	告示、通知・通達等の 発出又は改正
215	液化石油ガス保安規則	昭和41年5月25日 通産省令第52号	経済産業省	第62条第1項	液化石油ガスを取り扱う製造施設における保安統括管理者の選任	常駐専任	1-1	2-1	要	令和6年6月	常駐専任-共通8	告示、通知・通達等の 発出又は改正
216	液化石油ガス保安規則	昭和41年5月25日 通産省令第52号	経済産業省	第63条第1項	液化石油ガスを取り扱う製造施設における保安統括管理者の選任	常駐専任	1-1	2-1	要	令和6年6月	常駐専任-共通8	告示、通知・通達等の 発出又は改正
217	液化石油ガス保安規則	昭和41年5月25日 通産省令第52号	経済産業省	第64条第2項	液化石油ガス製造施設における保安係員の選任	常駐専任	1-1	2-1	要	令和6年6月	常駐専任-共通4	告示、通知・通達等の 発出又は改正
218	液化石油ガス保安規則	昭和41年5月25日 通産省令第52号	経済産業省	第67条第3項	液化石油ガス製造施設における保安主任者の選任	常駐専任	2-1	2-1	要	令和6年6月	常駐専任-共通4	告示、通知・通達等の 発出又は改正
219	液化石油ガス保安規則	昭和41年5月25日 通産省令第52号	経済産業省	第68条第1項	液化石油ガス製造施設における保安企画推進員の選任	常駐専任	1-1	2-1	要	令和6年6月	常駐専任-共通8	告示、通知・通達等の 発出又は改正
220	一般高圧ガス保安規則	昭和41年5月25日 通産省令第53号	経済産業省	第64条第1項	一般高圧ガスを取り扱う製造施設における保安統括管理者の選任	常駐専任	1-1	2-1	要	令和6年6月	常駐専任-共通8	告示、通知・通達等の 発出又は改正
221	一般高圧ガス保安規則	昭和41年5月25日 通産省令第53号	経済産業省	第65条第1項	一般高圧ガスを取り扱う製造施設における保安統括管理者の選任	常駐専任	1-1	2-1	要	令和6年6月	常駐専任-共通8	告示、通知・通達等の 発出又は改正
222	一般高圧ガス保安規則	昭和41年5月25日 通産省令第53号	経済産業省	第66条第2項	一般高圧ガスを取り扱う製造施設における保安係員の選任	常駐専任	1-1	2-1	要	令和6年6月	常駐専任-共通4	告示、通知・通達等の 発出又は改正
223	一般高圧ガス保安規則	昭和41年5月25日 通産省令第53号	経済産業省	第69条第3項	一般高圧ガスを取り扱う製造施設における保安主任者の選任	常駐専任	1-1	2-1	要	令和6年6月	常駐専任-共通4	告示、通知・通達等の 発出又は改正
224	一般高圧ガス保安規則	昭和41年5月25日 通産省令第53号	経済産業省	第70条第1項	一般高圧ガスを取り扱う製造施設における保安企画推進員の選任	常駐専任	1-1	2-1	要	令和6年6月	常駐専任-共通8	告示、通知・通達等の 発出又は改正
225	一般高圧ガス保安規則	昭和41年5月25日 通産省令第53号	経済産業省	第72条第2項	一般高圧ガスを取り扱う販売所における販売主任者の選任	常駐専任	1-1	2-1	要	令和6年6月	常駐専任-共通8	告示、通知・通達等の 発出又は改正
128	高圧ガス保安法	昭和26年6月7日 法律第204号	経済産業省	第27条の2第1項	事業所における高圧ガス製造保安統括管理者の常駐	常駐専任	1-1	2-1	要	令和6年6月	常駐専任-共通8	告示、通知・通達等の 発出又は改正
129	高圧ガス保安法	昭和26年6月7日 法律第204号	経済産業省	第27条の2第3項	事業所における高圧ガス製造保安統括管理者の常駐	常駐専任	1-1	2-1	要	令和6年6月	常駐専任-共通8	告示、通知・通達等の 発出又は改正
130	高圧ガス保安法	昭和26年6月7日 法律第204号	経済産業省	第27条の2第4項	事業所における高圧ガス製造保安係員の常駐	常駐専任	1-1	2-1	要	令和6年6月	常駐専任-共通4	告示、通知・通達等の 発出又は改正
131	高圧ガス保安法	昭和26年6月7日 法律第204号	経済産業省	第27条の3第1項	事業所における高圧ガス製造保安主任者の常駐	常駐専任	1-1	2-1	要	令和6年6月	常駐専任-共通4	告示、通知・通達等の 発出又は改正
132	高圧ガス保安法	昭和26年6月7日 法律第204号	経済産業省	第27条の3第2項	事業所における高圧ガス製造保安企画推進員の常駐	常駐専任	1-1	2-1	要	令和6年6月	常駐専任-共通8	告示、通知・通達等の 発出又は改正
133	高圧ガス保安法	昭和26年6月7日 法律第204号	経済産業省	第28条第4項	事業所における冷凍保安責任者の常駐	常駐専任	1-1	2-1	要	令和6年6月	常駐専任-共通8	告示、通知・通達等の 発出又は改正
134	高圧ガス保安法	昭和26年6月7日 法律第204号	経済産業省	第29条第1項	販売所における高圧ガス販売主任者の常駐	常駐専任	1-1	2-1	要	令和6年6月	常駐専任-共通8	告示、通知・通達等の 発出又は改正
135	高圧ガス保安法	昭和26年6月7日 法律第204号	経済産業省	第28条第2項	事業所における特定高圧ガス取扱主任者の常駐	常駐専任	1-1	2-1	要	令和6年6月	常駐専任-共通8	告示、通知・通達等の 発出又は改正
136	液化石油ガス保安規則	昭和41年5月25日 通産省令第52号	経済産業省	第71条	事業所における特定高圧ガス取扱主任者の常駐	常駐専任	1-1	2-1	要	令和6年6月	常駐専任-共通8	告示、通知・通達等の 発出又は改正
137	一般高圧ガス保安規則	昭和41年5月25日 通産省令第53号	経済産業省	第73条	事業所における特定高圧ガス取扱主任者の常駐	常駐専任	1-1	2-1	要	令和6年6月	常駐専任-共通8	告示、通知・通達等の 発出又は改正
138	高圧ガス保安法	昭和26年6月7日 法律第204号	経済産業省	第52条第1項	容器検査所における検査主任者の常駐	常駐専任	1-1	2-1	要	令和6年6月	常駐専任-共通8	告示、通知・通達等の 発出又は改正
56	高圧ガス保安法	昭和26年6月7日 法律第204号	経済産業省	第42条第7項	高圧ガスによる災害の防止に関する講習	対面講習	1-②	3-1	要	令和6年6月	講習-経済産業省2	告示、通知・通達等の 発出又は改正
278	高圧ガス保安法	昭和26年6月7日 法律第204号	経済産業省	第49条の20	容器等製造業者登録簿の閲覧	往面閲覧	2-3① 2-3② 2-3③	3-3	要	令和6年6月	閲覧閲覧-経済産業省4	告示、通知・通達等の 発出又は改正

**アナログ規制を定める法令等の点検対象条項一覧表
(高圧ガス保安法令等抜粋)**

令和6年6月28日現在

No.	法令名	制定年月日及び番号	所管省庁名	条項	規制等の内容概要	規制等の 類型	現在 Phase	見直し Phase	見直し要否 要直し「要」かつ、現在Phaseが2 又は3の条項は、見直しを要せず ともデジタル原則適合性が確保 できていると判断認容	見直し完了時 期	工程表	見直しの概要
279	高圧ガス保安法	昭和26年6月7日 法律第204号	経済産業省	第49条の31第2項	外国容器等製造業者登録簿の閲覧請求	往訪問覧	2-3① 2-3② 2-3③	3-3	要	令和6年6月	閲覧縦覧一経 済産業省4	告示、通知・通達等の 発出又は改正
280	高圧ガス保安法	昭和26年6月7日 法律第204号	経済産業省	第56条の6の21	特定設備製造業者登録簿の閲覧	往訪問覧	2-3① 2-3② 2-3③	3-3	要	令和6年6月	閲覧縦覧一経 済産業省4	告示、通知・通達等の 発出又は改正
281	高圧ガス保安法	昭和26年6月7日 法律第204号	経済産業省	第56条の6の22 第2項	外国特定設備製造業者登録簿の閲覧の請求	往訪問覧	2-3① 2-3② 2-3③	3-3	要	令和6年6月	閲覧縦覧一経 済産業省4	告示、通知・通達等の 発出又は改正
329	高圧ガス保安法の規定に 基づく意見の聴取の手續 に関する規則	平成18年3月31日 経済産業省令第30号	経済産業省	第9条	記録の閲覧	往訪問覧	2-3① 2-3② 2-3③	3-3	要	令和6年6月	閲覧縦覧一経 済産業省4	告示、通知・通達等の 発出又は改正

アナログ規制を定める通知・通達等の点検対象事項一覧表
(高圧ガス保安法関係告示・通達抜粋)

令和6年6月28日現在

No.	区分	題名	制定年月日及び番号	所管省庁名	条項等	規制等の内容概要	規制等の 類型	現在 Phase	見直し Phase	見直し要否 ※見直し「要」かつ、現在Phase が2又は3の条項は、見直しを要	見直し完了時期 ※「令和5年中」としているものには、順に見直しが完了しているものを含む。
71	告示	国際相互承認に係る容器保安規則に基づき容器の規格等の細目、容器再検査の方法等を定める告示	平成28年6月30日経済産業省告示第184号	経済産業省	第53条	目視等による附属品の外観検査	目視規制	1-②	2	要	令和6年1月29日措置済
74	告示	製造施設の位置、構造及び設備並びに製造の方法等に関する技術基準の細目、容器再検査の方法等を定める告示	昭和50年8月1日通商産業省告示第291号	経済産業省	第1条の7第2号	点検等の保安活動	目視規制	1-①	2	要	令和6年1月29日措置済
86	告示	容器保安規則に基づき表示等の細目、容器再検査の方法等を定める告示	平成9年3月25日通商産業省告示第150号	経済産業省	第24条第2号	目視等による一級附属品の外観検査	目視規制	1-②	2	要	令和6年1月29日措置済
89	告示	容器保安規則に基づき表示等の細目、容器再検査の方法等を定める告示	平成9年3月25日通商産業省告示第150号	経済産業省	第27条	目視等による附属品の外観検査	目視規制	1-②	2	要	令和6年1月29日措置済
92	告示	容器保安規則に基づき表示等の細目、容器再検査の方法等を定める告示	平成9年3月25日通商産業省告示第150号	経済産業省	第28条の3	目視等による附属品の外観検査	目視規制	1-②	2	要	令和6年1月29日措置済
228	通知・通達	高圧ガス保安法及び関係政省令の運用及び解釈について(内規)	令和2年8月6日20200715保局第1号	経済産業省	Ⅱ 第六六条関係(1)	高圧ガスの製造施設の系列及び直における保安係員の常駐	常駐専任	1-1	2-1	要	令和6年1月29日措置済
229	通知・通達	高圧ガス保安法及び関係政省令の運用及び解釈について(内規)	令和2年8月6日20200715保局第1号	経済産業省	Ⅱ(3)第六六条関係	高圧ガスの製造施設の系列及び直における保安係員の常駐	常駐専任	1-1	2-1	要	令和6年1月29日措置済
230	通知・通達	高圧ガス保安法及び関係政省令の運用及び解釈について(内規)	令和2年8月6日20200715保局第1号	経済産業省	Ⅱ(3)第七二条関係	高圧ガスの販売所における販売主任者の常駐	常駐専任	1-1	2-1	要	令和6年1月29日措置済
231	通知・通達	高圧ガス保安法及び関係政省令の運用及び解釈について(内規)	令和2年8月6日20200715保局第1号	経済産業省	Ⅱ(4)第二五条関係	高圧ガスの製造施設の系列における保安係員の常駐	常駐専任	1-1	2-1	要	令和6年1月29日措置済
232	通知・通達	高圧ガス保安法及び関係政省令の運用及び解釈について(内規)	令和2年8月6日20200715保局第1号	経済産業省	Ⅱ(4)第二五条関係	高圧ガスの製造施設の系列及び直における保安係員の常駐	常駐専任	1-1	2-1	要	令和6年1月29日措置済
233	通知・通達	高圧ガス保安法及び関係政省令の運用及び解釈について(内規)	令和2年8月6日20200715保局第1号	経済産業省	Ⅱ(4)第二五条関係	高圧ガスの製造施設の系列及び直における保安係員の常駐	常駐専任	1-1	2-1	要	令和6年1月29日措置済
234	通知・通達	高圧ガス保安法及び関係政省令等の運用及び解釈について(内規)	令和2年8月6日20200715保局第1号	経済産業省	(1)Ⅰ 第六六条関係	高圧ガスの製造施設の系列における保安係員の常駐	常駐専任	1-1	2-1	要	令和6年1月29日措置済
235	通知・通達	高圧ガス保安法及び関係政省令等の運用及び解釈について(内規)	令和2年8月6日20200715保局第1号	経済産業省	(1)Ⅰ 第六六条関係	高圧ガスの製造施設の系列における保安係員の常駐	常駐専任	1-1	2-1	要	令和6年1月29日措置済
236	通知・通達	高圧ガス保安法及び関係政省令等の運用及び解釈について(内規)	令和2年8月6日20200715保局第1号	経済産業省	(1)Ⅰ 第六六条関係	高圧ガスの製造施設の系列及び直における保安係員の常駐	常駐専任	1-1	2-1	要	令和6年1月29日措置済
237	通知・通達	高圧ガス保安法及び関係政省令等の運用及び解釈について(内規)	令和2年8月6日20200715保局第1号	経済産業省	(1)Ⅰ 第七二条関係	高圧ガスの販売所における販売主任者の常駐	常駐専任	1-1	2-1	要	令和6年1月29日措置済
238	通知・通達	高圧ガス保安法及び関係政省令等の運用及び解釈について(内規)	令和2年8月6日20200715保局第1号	経済産業省	(4)第二五条関係 一	高圧ガスの製造施設の系列における保安係員の常駐	常駐専任	1-1	2-1	要	令和6年1月29日措置済
239	通知・通達	高圧ガス保安法及び関係政省令等の運用及び解釈について(内規)	令和2年8月6日20200715保局第1号	経済産業省	(4)第二五条関係	高圧ガスの製造施設の系列における保安係員の常駐	常駐専任	1-1	2-1	要	令和6年1月29日措置済
240	通知・通達	高圧ガス保安法及び関係政省令等の運用及び解釈について(内規)	令和2年8月6日20200715保局第1号	経済産業省	(4)第二五条関係	高圧ガスの製造施設の系列及び直における保安係員の常駐	常駐専任	1-1	2-1	要	令和6年1月29日措置済
243	通知・通達	高圧ガス保安法及び関係政省令等の運用及び解釈について(内規)	令和2年8月6日20200715保局第1号	経済産業省	(2)第六四四関係	高圧ガス事業の事業所における保安監督者の専任	常駐専任	1-2	2-2	要	令和6年1月29日措置済
244	通知・通達	高圧ガス保安法及び関係政省令等の運用及び解釈について(内規)	令和2年8月6日20200715保局第1号	経済産業省	Ⅰ 高圧ガス保安法関係第七二条関係	高圧ガスの販売所における販売主任者の常駐	常駐専任	1-1	2-1	要	令和6年1月29日措置済
245	通知・通達	高圧ガス保安法及び関係政省令等の運用及び解釈について(内規)	令和2年8月6日20200715保局第1号	経済産業省	全般	高圧ガスの製造施設における保安主任者等の代理者の常駐	常駐専任	1-1	2-1	要	令和6年1月29日措置済
246	通知・通達	高圧ガス保安法及び関係政省令等の運用及び解釈について(内規)	令和2年8月6日20200715保局第1号	経済産業省	(3)第六二条関係	高圧ガス事業の事業所における保安監督者の専任	常駐専任	1-2	2-2	要	令和6年1月29日措置済
247	通知・通達	高圧ガス保安法及び関係政省令等の運用及び解釈について(内規)	令和2年8月6日20200715保局第1号	経済産業省	(4)第二三条関係	高圧ガス事業の事業所における保安監督者の専任	常駐専任	1-2	2-2	要	令和6年1月29日措置済
248	通知・通達	高圧ガス保安法及び関係政省令等の運用及び解釈について(内規)	令和2年8月6日20200715保局第1号	経済産業省	(4)第三三条関係	高圧ガスの製造施設における保安監督者等の代理者の専任	常駐専任	1-2	2-2	要	令和6年1月29日措置済
252	通知・通達	高圧ガス保安法及び関係政省令等の運用及び解釈について(内規)	令和2年8月6日20200715保局第1号	経済産業省	第七八条関係	高圧ガスの製造施設における保安監督者等の代理者の専任	常駐専任	1-2	2-2	要	令和6年1月29日措置済
369	通知・通達	高圧ガス保安法及び関係政省令等の運用及び解釈について(内規)	平成26年7月14日商局第1号	経済産業省	第四八条関係	高圧ガス移動監視者講習	対面講習	1-②	2-1① 2-1② 2-1③	要	
370	通知・通達	高圧ガス保安法及び関係政省令等の運用及び解釈について(内規)	平成29年7月25日保局第20170718-1号	経済産業省	第四九条関係	高圧ガス移動監視者講習	対面講習	1-②	2-1① 2-1② 2-1③	要	